

# I 沿革と組織

<b>1 国民健康保険事業の沿革</b>	
(1) 事業の沿革	3
(2) 市域編入状況	17
<b>2 事務機構</b>	
(1) 機構	18
(2) 国保年金課事務分掌	19
(3) 職員の配置状況	19
<b>3 国民健康保険運営協議会</b>	
(1) 委員及び構成	20
(2) 開催状況	20



# 1 国民健康保険事業の沿革

## (1) 事業の沿革

年月	事業内容	国の施策
昭 13. 7		国民健康保険法施行
26. 4		地方税法の一部改正 国保税の創設
28. 1	議員建議案が可決、特別調査委員会を設置	
29. 4	国民健康保険事業開始 厚生部健康保険課 国保世帯 12,332世帯 被保険者 60,156人 給付割合 5割 給付期間 2年(結核3年) 助産費・葬祭費 500円 保険料(4方式) 課税標準は市民税の所得割	
30. 4	助産費 1,000円に引上げ	
31. 4	初診料・往診料給付	課税額最高額を5万円に改正
32. 4	給付期間を転帰までとする コルセット類も給付 課税標準は市民税の課税総所得金額	
33.12		国民健康保険法の全面改正
34. 1		新法施行(実施を市町村に義務付)
34. 4	看護・移送給付	
36. 4	葬祭費 1,000円に引上げ 健康保険課を国民健康保険課に変更	国民皆保険制度の達成 国庫負担金交付率 20/100 調整交付金交付率 5/100 給付割合 5割
36. 7		医療費 12.5% 引上げ
36.10	給食を給付	結核予防法、精神衛生法適用世帯主の法定 7割給付
36.12		医療費 2.3% 引上げ
37. 4		助産費補助制度実施 1件当たり2,000×1/3 国庫負担金交付率の改正 20/100 → 25/100
37.12	助産費 2,000円に引上げ	
38. 4		生活保護世帯に属する者を国保から除外
38.10	葬祭費 2,000円に引上げ	世帯主の7割給付
38.10		調整交付金交付率の改正 5/100 → 10/100
39. 1	国民健康保険課徴収係を税務課収納係へ移管 (5月収納課となる)	
39. 4	保険料から保険税へ移行	
39. 5	全面機構改革 厚生部を民生部に変更 国民健康保険課賦課係へ税務課、衛生課 予防係、 社会課年金係を吸収、保健年金課を新設	
39. 7	支所駐在保健婦本庁集中管理 窓口事務集中化のため給付係1名、年金係2名 市民課へ出向	
41. 4	岡山診療所を廃止	

年月	事業内容	国の施策
41. 6		7割給付法制化 国庫負担金交付率の改正 25/100 → 40/100 調整交付金交付率の改正 10/100 → 5/100
42. 4	国保税賦課徴収事務電算処理開始	
42. 10	乳児（1歳未満）10割現物給付 助産費 3,000円に引上げ 育児手当金 1,200円支給	
42. 12		医療費、医科7.68%・歯科12.65%引上げ
43. 1		全世帯員の7割給付達成
43. 4	給付係1名市民課へ移管	
44. 1	水保診療所を廃止	
44. 9		助産費補助金の改正10,000円×1/3
45. 2		医療費、医科8.77%・歯科9.73%引上げ
45. 4	機構改革により予防係を衛生課へ 立子山診療所を廃止	
45. 7		医療費、医科0.97%引上げ
45. 9	助産費 10,000円に引上げ	
46. 1	80歳以上10割現物給付 大笹生診療所、大波診療所を廃止	
46. 4		賦課限度額8万円に改正
47. 2		医療費、医科・歯科13.7%・薬局6.54%引上げ
47. 4	80歳以上10割給付事業を一般会計へ移管 機構改革により資格係を新設 平田・土湯診療所を廃止	
48. 1		老人福祉法一部改正 老人医療費無料化開始
48. 4	助産費 12,000円、葬祭費 5,000円に引上げ 育児手当金の廃止 国保資格・給付事務の電算処理開始 下川崎診療所を廃止	
48. 7	機構改革により保健係を保健衛生課へ移管、 生活環境部国保年金課となる	
48. 10	乳児（1歳未満）10割給付事業を一般会計へ移管	高額療養費支給制度実施(昭和59年9月まで任意給付)
49. 2		医療費、医科19.2%・歯科19.9%・薬局8.5%引上げ
49. 4	助産費 20,000円、葬祭費 7,000円に引上げ	賦課限度額12万円に改正 助産費補助金の改正20,000円×1/3
49. 7		医療費、医科16.0%・歯科16.2%・薬局6.6%引上げ
49. 10	高額療養費支給制度実施（任意） 自己負担限度額 30,000円	
50. 4	葬祭費 10,000円に引上げ 高額療養費を口座振替払とする	

年月	事業内容	国の施策
50. 7	助産費 40,000円に引上げ	助産費補助金の改正40,000円×1/3
50.10		高額療養費支給制度実施（法制化） 自己負担限度額 30,000円
51. 4	助産・葬祭費を口座振替払とする	賦課限度額15万円に改正 医療費、医科9.0%・薬局4.9%引上げ
51. 8		医療費、歯科9.6%引上げ 高額療養費自己負担限度額の引上げ 30,000円 → 39,000円 高額療養費支給制度実施（法制化） 自己負担限度額 30,000円
52. 4	高額療養費貸付制度を発足	賦課限度額17万円に改正 被保険者の全ての異動に月割賦課 擬制世帯主課税を廃止
52.10	助産費 60,000円に引上げ	助産費補助金の改正60,000円×1/3
53. 2		医療費、医科9.3%・歯科12.5%・薬局1.6%・ 平均9.6%引上げ
53. 4	全面機構改革により国保保健婦並びに設置費を一般会計移管、保健係を保健指導係と市民医療係に分割 高額療養費貸付事務を一般会計へ移管	国民健康づくり施策（第1次国民健康づくり運動）により 国民健康保険の保健婦を一般会計（一般衛生）へ身分を移管 賦課限度額19万円に改正
54. 4		賦課限度額22万円に改正
54.12	助産費 80,000円に引上げ	助産費補助金の改正80,000円×1/3
55. 4		賦課限度額24万円に改正
56. 4	機構改革により国保年金課は福祉部に、保健衛生課は市民部に、市民税課及び収納課は企画財政部 税務事務所所管となる	賦課限度額26万円に改正
56. 6		医療費、医科8.4%・歯科5.9%・薬局3.8%引上げ 薬価基準18.6%引下げ
57. 3	助産費 100,000円に引上げ	助産費補助金の改正100,000円×1/3
57. 4		賦課限度額27万円に改正
57. 9		高額療養費自己負担限度額の引上げ 39,000円 → 45,000円 老人医療費対象者及び市民税非課税世帯は39,000円据置
58. 1		薬価基準4.9%引下げ 医療費ベース1.5% 高額療養費自己負担限度額の引上げ 45,000円 → 51,000円
58. 2	老人保健法の施行に伴い、老人に係る医療事務を 福祉課医療助成係へ移管	老人保健法施行 老人保健制度実施 一部負担金の導入 入院1日 300円（2ヶ月限度） 外来1ヶ月 400円 医療費、医科0.29%・歯科0.02%・平均0.2%引上げ
58. 4		賦課限度額28万円に改正
59. 3		医療費、医科3.0%・歯科1.1%・薬局1.0% 平均2.8%引上げ 薬価基準16.6%引下げ 医療費 <sup>ハ</sup> →5.1%
59. 4	高額医療共同事業に加入（1件1,000千円以上）	賦課限度額35万円に改正

年月	事業内容	国の施策
59.10		<p>退職者医療制度の創設</p> <p>高額療養費支給制度の改正            市民税非課税世帯の自己負担限度額の引下げ            39,000円 → 30,000円            世帯合算の実施            同一世帯で30,000円（市民税非課税世帯 21,000円）            多数該当の実施            申請月前1年間に3回以上受給した場合4回目以降            課税世帯 30,000円            非課税世帯 21,000円            長期疾病 10,000円</p> <p>一般被保険者に対する国庫負担金交付率の改正            医療費×40/100 → 医療給付費×平均給付率×40/100            一般被保険者に対する調整交付金交付率の改正            医療費×5/100 → 医療給付費×平均給付率×10/100</p>
60.3		<p>医療費、医科3.5%・歯科2.5%・薬局0.2% 平均3.3%引上げ            薬価基準6.0%引下げ 医療費<sup>レ</sup>-2.1%</p>
61.3	助産費 130,000円に引上げ	助産費補助金の改正 130,000円×1/3
	高額療養費支払電算処理	
61.4	葬祭費 15,000円に引上げ	<p>賦課限度額37万円で改正</p> <p>医療費、医科2.5%・歯科1.5%・薬局0.3% 平均2.3%引上げ            薬価基準5.1%引下げ 医療費<sup>レ</sup>-2.6%</p> <p>5人未満法人事業所の被用者保険適用拡大            (61年度から63年度まで段階的に拡大)</p>
61.5	療養費支払電算処理	<p>高額療養費自己負担限度額の改正            51,000円 → 54,000円</p>
62.1		<p>老人保健法の一部改正            一部負担金の引上げ            入院1日 300円 → 400円 期限無し            外来1ヶ月 400円 → 800円</p> <p>老人保健拠出金の加入者按分率を80%に引上げ            昭62～平元 年度 90%            平2～ 100%</p> <p>保険税滞納者に対する給付制限措置の導入            被保険者資格証明書の交付</p>
62.4	機構改革により国保税賦課事務を市民税課より移管、資格係所管となる 国保税滞納整理事務を収納課より移管、国保収納係を新設	賦課限度額39万円で改正
62.5	特例療養費を電算処理	
63.4	機構改革により飯坂・松川・信夫・吾妻支所の賦課事務を本庁に引上げ	<p>賦課限度額40万円で改正</p> <p>医療費、医科3.8%・薬局1.7% 平均3.4%引上げ            薬価基準10.2%引下げ 医療費<sup>レ</sup>-2.9%</p>
63.6		<p>国民健康保険法の一部改正            保険基盤安定制度の創設            高医療費市町村における運営安定化の推進</p> <p>高額医療費共同事業の拡充・強化            基準額 100万 → 80万</p> <p>老人保健医療費拠出金に対する国庫負担率の見直し            56.1% → 52.3%</p>
63.10	<p>国保税等嘱託徴収員制度を発足            非常勤嘱託 8名</p> <p>住民情報オンラインに伴い国保オンラインも稼働</p>	

年月	事業内容	国の施策
平 元. 4		賦課限度額 4 2 万円に改正 医療費、医科0.8%・歯科0.32%・薬局1.5% 平均0.11%引上げ 薬価基準2.4%引上げ 医療費 <sup>△</sup> - $\lambda$ 0.72%
元. 6		高額療養費自己負担限度額の改正 市民税課税世帯 54,000円 → 57,000円 市民税非課税世帯 30,000円 → 31,800円 (多数該当世帯) 市民税課税世帯 30,000円 → 33,000円 市民税非課税世帯 21,000円 → 22,200円
2. 4		医療費、医科4.0%・歯科1.4%・薬局1.9% 平均3.7%引上げ 薬価基準9.2%引下げ 医療費 <sup>△</sup> - $\lambda$ 2.7%
2. 6		国民健康保険法の一部改正 保険基盤安定制度の恒久化 国庫助成の拡充と財政調整機能の強化 老人保健医療費拠出金に対する国庫負担率の見直し 52.3% → 50.0%
2. 7	オフラインによる給付記録検索システムの導入	
3. 4	機構改革により国民健康保険課と国民年金課に分割 国保税等嘱託徴収員 2 名増員し、10 名となる レセプト点検専門嘱託員制度発足 非常勤嘱託 3 名	賦課限度額 4 4 万円に改正
3. 5		高額療養費自己負担限度額の改正 市民税課税世帯 57,000円 → 60,000円 市民税非課税世帯 31,800円 → 33,600円 (多数該当世帯) 市民税課税世帯 33,000円 → 34,800円 市民税非課税世帯 22,200円 → 23,400円
4. 1		老人保健法の一部改正 一部負担金の引上げ 入院 1 日 400円 → 600円 5・6年度が700円 7年度以降スライド 外来 1 ヶ月800円 → 900円 5・6年度が1,000円 7年度以降スライド 老人訪問看護制度の創設
4. 4	助産費 240,000円に引上げ 葬祭費 30,000円に引上げ 国保税暫定賦課を廃止、7月本賦課、毎月納期で 2月までの8回とする 国民健康保険新オンラインシステムの開発 滞納者の実態把握と効率的滞納整理推進のため LANシステムを導入	賦課限度額 4 6 万円に改正 助産費補助金の改正と一般財源化 130,000円 $\times$ 1/3 → 240,000円 $\times$ 1/3 市町村の事務費負担金のうち職員給与相当分及び助成費 補助金の一般財源化 国保財政安定化支援事業の創設 国保特別対策費補助金の新設 医療費、医科5.4%・歯科2.7%・薬局1.9% 平均5.2%引上げ 薬価基準8.1%引下げ 医療費 <sup>△</sup> - $\lambda$ 2.4%・歯科材料医療費 <sup>△</sup> - $\lambda$ 0.1%引下げ 老人保健法の一部改正 老人訪問看護制度の創設 老人訪問看護療養費等に対する公費負担割合の引上げ 30.0% → 50.0%

年月	事業内容	国の施策																				
4. 9		医療保険審議会設置																				
5. 4	機構改革により国民健康保険課は福祉部から 市民生活部の所管となる 新オンラインシステムの一部稼働	賦課限度額50万円に改正 国民健康保険法の一部改正 国保財政安定化支援事業の拡充・制度化 保険基盤安定制度国庫負担を5・6年度に限り暫定措置 国庫負担定率1/2 → 定額化負担に変更 100億円 老人加入率20%超保険者に対する財政支援措置 市町村国保事務費のうち賃金等の一般財源化																				
5. 5		高額療養費自己負担限度額の改正 市民税課税世帯 60,000円 → 63,000円 市民税非課税世帯 33,600円 → 35,400円 (多数該当世帯) 市民税課税世帯 34,800円 → 37,200円 市民税非課税世帯 23,400円 → 24,600円																				
6. 4		市町村の事務費負担金の一部について一般財源化 医療費、医科5.2%・歯科2.3%・調剤2.1%・ 平均4.8%引上げ(10月1日から、1.5%引上げ含む) 薬価基準6.6%引下げ(医療費A'-2.1%引下げ)																				
6.10	出産育児一時金 300,000円に引上げ 葬祭費 50,000円に引上げ	助産費基準額24万と育児手当金を包括して、(助産費廃止) 出産育児一時金の創設、基準額を30万に引上げ 老健施設の整備に拠出金制度創設 入院時食事療養費制度の導入 国民健康保険医等の保険医等への統合 療養取扱機関の保険医療機関等への統合																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>改正年</th> <th>金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和29年 4月</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>昭和36年 4月</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>昭和38年10月</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>昭和48年 4月</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>昭和49年 4月</td> <td>7,000</td> </tr> <tr> <td>昭和50年 4月</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>昭和61年 4月</td> <td>15,000</td> </tr> <tr> <td>平成 4年 4月</td> <td>30,000</td> </tr> <tr> <td>平成 6年10月</td> <td>50,000</td> </tr> </tbody> </table>	改正年	金額(円)	昭和29年 4月	500	昭和36年 4月	1,000	昭和38年10月	2,000	昭和48年 4月	5,000	昭和49年 4月	7,000	昭和50年 4月	10,000	昭和61年 4月	15,000	平成 4年 4月	30,000	平成 6年10月	50,000	
改正年	金額(円)																					
昭和29年 4月	500																					
昭和36年 4月	1,000																					
昭和38年10月	2,000																					
昭和48年 4月	5,000																					
昭和49年 4月	7,000																					
昭和50年 4月	10,000																					
昭和61年 4月	15,000																					
平成 4年 4月	30,000																					
平成 6年10月	50,000																					
7. 4		賦課限度額52万円に改正 住所地特例措置 社会福祉施設の措置入所 高額医療費共同事業の拡充 保険料軽減制度の拡充(2割軽減の実施) 保険基盤安定制度国庫負担の定額負担化の継続とともに 国庫負担額の増額 老人保健法の一部改正 一部負担金の引上げ 外来1ヶ月1,000円→1,010円 老人加入率上限・下限の改正 上限20%→平7年度 22% 平8年度以降24%~26%、3年後に見直し 下限1.0%→1.5% ただし、平7年度以降見直しが行われるまで1.4% 公費5割負担の老人医療費の対象拡大 看護・介護体制の整った診療所の入院医療費 公費5割対象																				
7. 7		住所地特例措置 精神の措置入院、結核の命令入所 精神・結核の医療費の公費優先から保険優先への見直し																				
7.10	幼児(1歳以上3歳未満)10割現物給付																					



年月	事業内容	国の施策
8. 4		<p>医療費、医科3.6%・歯科2.2%・調剤1.3%・平均3.4%引上げ 薬価基準6.8%引下げ（医療費<sup>△</sup>-<math>\Delta</math>2.0%引下げ） 特定保険医療材料医療費<sup>△</sup>-<math>\Delta</math>0.1%引下げ 再算定等医療費<sup>△</sup>-<math>\Delta</math>0.5%引下げ</p> <p>老人保健法の一部改正 一部負担金の引上げ 入院 1日 700円→710円 外来 1ヶ月1,010円→1,020円</p> <p>保険料軽減制度の拡充（7割・5割軽減の実施）</p> <p>保険基盤安定制度国庫負担金の増額</p>
8. 6		<p>高額療養費自己負担限度額の改正 市民税課税世帯 63,000円 → 63,600円</p>
9. 4		<p>賦課限度額53万円に改正</p> <p>医療費 1.7%引上げ 消費税対応分 0.77%引上げ （医科0.32%・歯科0.43%・調剤0.15%） 合理化対応分 0.93%引上げ （医科0.99%・歯科0.32%・調剤1.00%） 薬価基準4.4%引下げ（医療費<sup>△</sup>-<math>\Delta</math>1.32%引下げ）</p> <p>国民健康保険法の一部改正 国保財政安定化支援事業の継続（平成11年度まで）</p> <p>保険基盤安定制度の国庫負担の段階的復元 平成10年度まで定額負担継続 平成11年度に定率(1/2)復元</p>
9. 6		<p>診療報酬明細書等の被保険者への開示を認める</p> <p>医療保険審議会と老人保健福祉審議会を統合し、 医療保険福祉審議会を設置</p>
9. 7	被保険者証・納税通知書の番号を6桁に変更	
9. 9		<p>健康保険法等の一部改正 外来薬剤費別途負担の創設</p> <p>保険基盤安定制度国庫負担の定額負担化の継続とともに 国庫負担額の増額</p> <p>老人保健法の一部改正 一部負担金の引上げ 入院 1日 710円→1,000円 （10年度 1,100円、11年度 1,200円） 外来 1ヶ月1,020円 → 1回 500円（月4回限度）</p>
9.12		介護保険法成立・公布（平成12年4月施行）
10. 4	国民健康保険税の基礎課税額算定から、資産割額を除く。（資産割廃止）	<p>医療費 平均1.5%引上げ （医科1.5%・歯科1.5%・調剤0.7%） 薬価基準9.7%引下げ（医療費<sup>△</sup>-<math>\Delta</math>2.7%引下げ） 特定保険医療材料 医療費<sup>△</sup>-<math>\Delta</math>0.1%引下げ</p> <p>市町村事務費負担金の一般財源化（平成10年度分から）</p> <p>退職者に係る老人保健医療費拠出金の1/2を退職者 医療制度（被用者保険）で負担</p> <p>老人保健医療費拠出金の算定方法の見直し 老人加入率上限 25%→30%に改定</p>
10. 7	国保税額変更の翌月化（従来2カ月後）	
10.10	保健福祉センター開設に伴う機構改革により 市民健康課を生涯健康課に変更、老人医療係は 高齢福祉課から社会福祉課の所管となる	
	診療報酬明細書等を開示	
11. 4	吾妻支所庭坂・庭塚・水保出張所を廃止	<p>老人保健法の一部改正 一部負担金の引上げ 外来 1回 500円→530円（月4回限度）</p>

年月	事業内容	国の施策
11. 7	乳幼児10割現物給付の対象年齢を1歳引上げ(4歳未満)	臨時特例措置として老人の薬剤一部負担金を国が負担
11.10	国保日帰り人間ドック事業実施 短期被保険者証交付事業実施	保険基盤安定制度国庫負担金の1/2定率負担への復元
12. 4		介護保険法施行 介護納付金賦課限度額7万 資格証明書交付法制義務化 診療報酬 平均1.9%引上げ (医科2.0%・歯科2.0%・調剤0.8%) 薬価基準7.0%引下げ(医療費 <sup>※</sup> -1.7%引下げ)
12.10	滞納整理LANシステムに替え、収納支援システムの導入	
13. 1		療養給付一部改正 入院時の食事療養費(一般)1日760円→780円 薬剤費負担現行制度を2003年3月まで延長 海外療養費の新設 住所地特例の拡大 老人保健制度の改正(一部負担金の見直し) 外来 1日530円(月5回以降無料)→ ベッド数20未満の診療所:1日800円(月5回以降無料) の定額負担又は、1割定率負担(上限3,000円) ベッド数20以上の病院:1割定率負担(上限3,000円) ベッド数200以上の病院:1割定率負担(上限5,000円) 入院 1日1,200円(低所得者500円)→1割定率負担 上限 一般:月37,200円、低所得者:月24,600円 低所得者で高齢福祉年金受給者:月15,000円 訪問看護 1日250円→1割定率負担又は1日600円 上限 月3,000円 高額療養費の改正 市民税非課税世帯:現行どおり35,400円 一般:63,600円→63,600円+318,000円を超えた分の1% 上位所得者(基礎控除後の総所得金額6,700,000円 以上の世帯):63,600円→121,800円+609,000円を 超えた分の1%
13. 3	運営協議会の公益代表委員から市議会議員辞退	
13. 4	乳幼児10割現物給付の対象年齢引上げ(就学前まで) 被保険者資格証明書交付事業実施	
14. 4	機構改革により国民健康保険課は市民生活部国保年金課の所管となる。 出産費資金貸付事業実施 (福島市出産費資金貸付基金の創設)	診療報酬の改定 診療報酬(医科、歯科、調剤)1.3%引下げ 薬価等1.4%引下げ 老人保健法の規定に基づく自己負担額の改定 70歳以上の一部負担金の見直し 外来 ・定額制の診療所 1日800円(月5回以降無料)→1日850円(月5回以降無料) ・病院及び定率制の診療所 医療機関で院外処方せんを交付されなかった方 医療機関 3,000円→3,200円 ベッド数が200床以上ある病院 5,000円→5,300円 医療機関で院外処方せんを交付された方 医療機関 1,500円→1,600円 薬局 1,500円→1,600円 ベッド数が200床以上ある病院 医療機関 2,500円→2,650円 薬局 2,500円→2,650円 訪問介護 1割定率負担又は1日600円 上限月3,000円 →1割定率負担又は1日640円 上限月3,200円 療養給付費の会計年度所属区分の改正 ・療養給付費を4月～3月ベースから3月～2月ベースに 改めることにより平成14年度のみ11ヶ月予算となる。 (地方自治法施行令の一部改正)

年月	事業内容	国の施策															
14. 10		<p>老人保健制度改正（対象年齢の見直し） 受給年齢が75歳以上に引上げ等</p> <p>一部負担金の見直し 3歳未満乳幼児 2割 70歳以上 1割（一定以上所得者は2割）</p> <p>高額療養費に係る自己負担限度額の見直し ① 70歳未満自己負担限度額 一般=72,300円+(医療費-361,500円)×0.01 上位所得者=139,800円+(医療費-699,000円)×0.01 世帯合算対象基準額=21,000円 多数該当4回目以降=40,200円(上位所得者77,700円) ② 70歳以上自己負担限度額</p> <table border="1" data-bbox="866 510 1439 645"> <thead> <tr> <th></th> <th>外来(個人ごと)</th> <th>外来・入院(世帯単位)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一定以上所得者</td> <td>40,200円</td> <td>70歳未満一般と同じ (多数該当4回目以降=40,200円)</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>12,000円</td> <td>40,200円</td> </tr> <tr> <td>低所得者 II</td> <td>8,000円</td> <td>24,600円</td> </tr> <tr> <td>低所得者 I</td> <td>8,000円</td> <td>15,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>入院の場合高額療養費現物給付 70歳未満と70歳以上がいる世帯は、世帯全体で計算</p> <p>老人保健医療費拠出金の算定方法の見直し 退職被保険者等に係る医療費拠出金は、退職者 医療制度(被用者保険)で全額負担 老人加入割合上限(30%)撤廃 公費負担増(30%→毎年4%増で50%まで)</p> <p>国保広域化等支援基金の創設</p> <p>保険料の不均一賦課(合併市町村対象)</p>		外来(個人ごと)	外来・入院(世帯単位)	一定以上所得者	40,200円	70歳未満一般と同じ (多数該当4回目以降=40,200円)	一般	12,000円	40,200円	低所得者 II	8,000円	24,600円	低所得者 I	8,000円	15,000円
	外来(個人ごと)	外来・入院(世帯単位)															
一定以上所得者	40,200円	70歳未満一般と同じ (多数該当4回目以降=40,200円)															
一般	12,000円	40,200円															
低所得者 II	8,000円	24,600円															
低所得者 I	8,000円	15,000円															
15. 4	<p>機構改革により市民部と部名変更及び 老人医療係が編入、国保年金課所管となる。 介護第1号被保険者分徴収事務分離、長寿福祉課へ</p>	<p>介護納付金賦課限度額8万</p> <p>退職被保険者等の一部負担金の見直し 一部負担金が3割 特例療養費の廃止</p> <p>外来薬剤一部負担金の廃止</p> <p>高額療養費の見直し 70歳未満自己負担限度額 一般=72,300円+(医療費-241,000円)×0.01 上位所得者=139,800円+(医療費-466,000円)×0.01</p> <p>保険基盤安定制度の拡充(保険者支援制度の創設)</p> <p>高額医療費共同事業の充実・制度化</p> <p>保険税算定方法改正(地方税法改正)</p> <p>保険料の徴収の私人委託(指定市区町村)</p> <p>療養給付費等拠出金の算定見直し(総報酬制)</p>															
16. 4	<p>健康優良世帯表彰の2ヵ年無受診世帯表彰廃止 (1ヵ年無受診世帯表彰は継続)</p> <p>医療費通知毎月から2ヶ月毎に変更</p>	<p>保険税算定方法改正(地方税法改正) 長期譲渡所得の特別控除廃止</p> <p>診療報酬の改定 薬価等1.0%引下げ</p>															
17. 4		<p>都道府県財政調整交付金の導入に伴う国庫負担の見直し 県調整交付金制度の設立 7/100(平成17年度は5/100) 国庫負担金交付率の改正 40/100→34/100 (平成17年度は36/100)</p>															
17. 6	<p>国保総合健康づくり支援事業実施(4事業)</p>	<p>国調整交付金交付率の改正 10/100→ 9/100</p>															

年月	事業内容	国の施策																																							
18. 4	国保ヘルスアップ事業実施	<p>介護納付金賦課限度額9万</p> <p>診療報酬の改定 診療報酬(医科、歯科、調剤)1.36%引下げ 薬価等1.8%引下げ</p> <p>入院時の食事療養自己負担額を1食単位に変更 一般 260円 非課税世帯及び低所得世帯Ⅱ 90日までの入院 210円 非課税世帯及び低所得世帯Ⅱ 90日を超える入院 160円 低所得者Ⅰ 100円</p> <p>高額医療費共同事業の変更 1件当たりの交付基準額 70万円→80万円 交付金額 交付基準額を超える額の6/10→59/100</p>																																							
18.10	出産育児一時金 350,000円に引上げ	<p>老人保健制度一定以上所得者の一部負担金の見直し 一部負担金が3割</p> <p>高額療養費自己負担限度額の改定 一定以上所得者の一部負担割合が3割</p> <p>○70歳以上の方(老人医療を含む)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">入院及び世帯ごとの限度額</th> <th rowspan="2">4回以上 (過去12ヶ月)</th> </tr> <tr> <th>外来(個人ごとに計算)</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一定以上所得者</td> <td>44,400円</td> <td>80,100円+ (医療費-267,000円)×0.01</td> <td>44,400円</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>12,000円</td> <td></td> <td>44,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">低所得者</td> <td>Ⅱ</td> <td>8,000円</td> <td>24,600円</td> </tr> <tr> <td>Ⅰ</td> <td></td> <td>15,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○世帯全体(老人医療を除く)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">過去12ヶ月以内に 1回目から3回目</th> <th rowspan="2">4回目以降の限度額 (多数)</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位所得者</td> <td>150,000円+</td> <td>(医療費-500,000円)×0.01</td> <td>83,400円</td> </tr> <tr> <td>一般世帯</td> <td>80,100円+</td> <td>(医療費-267,000円)×0.01</td> <td>44,400円</td> </tr> <tr> <td>市民税非課税世帯</td> <td>35,400円</td> <td></td> <td>24,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>入院時生活療養費の創設 療養病床に入院する70歳以上の食費・居住費負担 一般 食費(1食)460円 居住費(1日)320円 非課税世帯及び低所得世帯Ⅱ 食費(1食)210円 居住費(1日)320円 低所得者Ⅰ 食費(1食)130円 居住費(1日)320円</p> <p>保険財政共同安定化事業の創設 1件当たりの交付基準額 30万円～80万円 交付金額 交付基準額を超える額の 59/100</p>		入院及び世帯ごとの限度額		4回以上 (過去12ヶ月)	外来(個人ごとに計算)		一定以上所得者	44,400円	80,100円+ (医療費-267,000円)×0.01	44,400円	一般	12,000円		44,400円	低所得者	Ⅱ	8,000円	24,600円	Ⅰ		15,000円		過去12ヶ月以内に 1回目から3回目		4回目以降の限度額 (多数)			上位所得者	150,000円+	(医療費-500,000円)×0.01	83,400円	一般世帯	80,100円+	(医療費-267,000円)×0.01	44,400円	市民税非課税世帯	35,400円		24,600円
	入院及び世帯ごとの限度額			4回以上 (過去12ヶ月)																																					
	外来(個人ごとに計算)																																								
一定以上所得者	44,400円	80,100円+ (医療費-267,000円)×0.01	44,400円																																						
一般	12,000円		44,400円																																						
低所得者	Ⅱ	8,000円	24,600円																																						
	Ⅰ		15,000円																																						
	過去12ヶ月以内に 1回目から3回目		4回目以降の限度額 (多数)																																						
上位所得者	150,000円+	(医療費-500,000円)×0.01	83,400円																																						
一般世帯	80,100円+	(医療費-267,000円)×0.01	44,400円																																						
市民税非課税世帯	35,400円		24,600円																																						
19. 4	出産育児一時金受取代理制度発足	<p>賦課限度額56万円に改正</p> <p>高額療養費の70歳未満入院時医療費の現物給付開始</p>																																							
19.10	被保険者証カード化の開始 小学生10割現物給付の開始																																								
20. 3	福島市国民健康保険特定健康診査等実施計画策定																																								

年月	事業内容	国の施策									
20. 4	<p>機構改革により国保収納係が国保納税係に、老人医療係が高齢者医療係に変更となる。</p>	<p>後期高齢者医療制度施行</p> <p>国保税の課税が「基礎課税額」「後期高齢者支援金等課税額」「介護納付金課税額」の三本立となる。</p> <table border="0"> <tr> <td>賦課限度額</td> <td>基礎課税</td> <td>47万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>後期高齢者支援金</td> <td>12万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>介護納付金</td> <td>9万円</td> </tr> </table> <p>退職者医療制度の廃止に伴う経過措置 平成26年度までの間における65歳未満の退職者を対象とする経過措置</p> <p>高齢者医療制度創設に伴う医療給付費の財政調整 後期高齢者支援金・前期高齢者納付金の創設</p> <p>特定健診・特定保健指導を医療保険者に義務化</p> <p>一部負担金の改正 70歳以上 1割→2割(20.4~22.3は、改正凍結) ※ 一定以上所得者は、3割負担 乳幼児の2割負担措置の拡大 3歳未満→義務教育就学前</p> <p>療養病床に入院する高齢者の食費・居住費の見直し (65歳まで拡大)</p> <p>高額医療・高額介護合算制度の創設</p> <p>診療報酬の改定 診療報酬(医科、歯科、調剤)0.38%引上げ 薬価等1.2%引下げ</p>	賦課限度額	基礎課税	47万円		後期高齢者支援金	12万円		介護納付金	9万円
賦課限度額	基礎課税	47万円									
	後期高齢者支援金	12万円									
	介護納付金	9万円									
20. 7	<p>飯野町との合併。不均一課税(H20.~H22年度まで)</p> <p>福島市国民健康保険特定健康診査等実施計画(第1期計画)に基づき特定健康診査・特定保健指導開始</p>										
21. 1	<p>産科医療補償制度創設に伴い、出産育児一時金30,000円加算(350,000円+30,000円)</p>										
21. 4		<p>介護納付金賦課限度額10万</p>									
21. 6	<p>新住民情報システムCOKAS-X導入</p>										
21. 7	<p>国民健康保険連合会共同電算加入</p>	<p>「臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律」公布 (平成22年7月17日から施行)</p>									
21. 8	<p>高齢受給者証カード化の開始</p>										
21.10	<p>出産育児一時金 390,000円に引上げ 産科医療補償制度加入医療機関での分娩は420,000円</p> <p>国保税の年金からの特別徴収開始</p>	<p>出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度開始</p>									
22. 3	<p>出産費資金貸付事業廃止</p>										
22. 4	<p>福島市分均等割・平等割賦課軽減割合の見直し (7・5・2割軽減)</p>	<table border="0"> <tr> <td>基礎課税賦課限度額</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>後期高齢者支援金賦課限度額</td> <td>13万円</td> </tr> </table> <p>非自発的失業者の課税の特例 (前年の給与所得を30/100とみなして計算)</p> <p>診療報酬の改定 診療報酬(医科、歯科、調剤)1.55%引上げ 薬価等1.36%引下げ</p>	基礎課税賦課限度額	50万円	後期高齢者支援金賦課限度額	13万円					
基礎課税賦課限度額	50万円										
後期高齢者支援金賦課限度額	13万円										
22. 7		<p>高校生世代への資格証明書の交付見直し</p>									
23. 3	<p>東日本大震災による被保険者に対する国民健康保険税の減免実施</p>										
23. 4	<p>出産育児一時金 390,000円の恒久化</p>	<table border="0"> <tr> <td>基礎課税賦課限度額</td> <td>51万円</td> </tr> <tr> <td>後期高齢者支援金賦課限度額</td> <td>14万円</td> </tr> <tr> <td>介護納付金賦課限度額</td> <td>12万円</td> </tr> </table>	基礎課税賦課限度額	51万円	後期高齢者支援金賦課限度額	14万円	介護納付金賦課限度額	12万円			
基礎課税賦課限度額	51万円										
後期高齢者支援金賦課限度額	14万円										
介護納付金賦課限度額	12万円										

年月	事業内容	国の施策																																																																								
23. 7	国民健康保険税改正 旧飯野町の税率統一 医療分 福島市 <table border="1"> <tr> <th></th> <th>所得割</th> <th>均等割</th> <th>平等割</th> </tr> <tr> <td>22年度</td> <td>7.3%</td> <td>16,500円</td> <td>18,200円</td> </tr> <tr> <td>23年度</td> <td>7.8%</td> <td>17,800円</td> <td>19,700円</td> </tr> </table> 旧飯野町 <table border="1"> <tr> <th></th> <th>所得割</th> <th>均等割</th> <th>平等割</th> </tr> <tr> <td>22年度</td> <td>6.5%</td> <td>14,300円</td> <td>15,700円</td> </tr> <tr> <td>23年度</td> <td>7.8%</td> <td>17,800円</td> <td>19,700円</td> </tr> </table> 後期高齢者支援分 福島市 <table border="1"> <tr> <th></th> <th>所得割</th> <th>均等割</th> <th>平等割</th> </tr> <tr> <td>22年度</td> <td>2.7%</td> <td>5,700円</td> <td>6,100円</td> </tr> <tr> <td>23年度</td> <td>2.9%</td> <td>6,000円</td> <td>6,600円</td> </tr> </table> 旧飯野町 <table border="1"> <tr> <th></th> <th>所得割</th> <th>均等割</th> <th>平等割</th> </tr> <tr> <td>22年度</td> <td>2.7%</td> <td>5,700円</td> <td>6,100円</td> </tr> <tr> <td>23年度</td> <td>2.9%</td> <td>6,000円</td> <td>6,600円</td> </tr> </table> 介護分 福島市 <table border="1"> <tr> <th></th> <th>所得割</th> <th>均等割</th> <th>平等割</th> </tr> <tr> <td>22年度</td> <td>2.1%</td> <td>6,700円</td> <td>4,800円</td> </tr> <tr> <td>23年度</td> <td>2.5%</td> <td>7,800円</td> <td>5,700円</td> </tr> </table> 旧飯野町 <table border="1"> <tr> <th></th> <th>所得割</th> <th>均等割</th> <th>平等割</th> </tr> <tr> <td>22年度</td> <td>2.1%</td> <td>6,700円</td> <td>4,800円</td> </tr> <tr> <td>23年度</td> <td>2.5%</td> <td>7,800円</td> <td>5,700円</td> </tr> </table>		所得割	均等割	平等割	22年度	7.3%	16,500円	18,200円	23年度	7.8%	17,800円	19,700円		所得割	均等割	平等割	22年度	6.5%	14,300円	15,700円	23年度	7.8%	17,800円	19,700円		所得割	均等割	平等割	22年度	2.7%	5,700円	6,100円	23年度	2.9%	6,000円	6,600円		所得割	均等割	平等割	22年度	2.7%	5,700円	6,100円	23年度	2.9%	6,000円	6,600円		所得割	均等割	平等割	22年度	2.1%	6,700円	4,800円	23年度	2.5%	7,800円	5,700円		所得割	均等割	平等割	22年度	2.1%	6,700円	4,800円	23年度	2.5%	7,800円	5,700円	
	所得割	均等割	平等割																																																																							
22年度	7.3%	16,500円	18,200円																																																																							
23年度	7.8%	17,800円	19,700円																																																																							
	所得割	均等割	平等割																																																																							
22年度	6.5%	14,300円	15,700円																																																																							
23年度	7.8%	17,800円	19,700円																																																																							
	所得割	均等割	平等割																																																																							
22年度	2.7%	5,700円	6,100円																																																																							
23年度	2.9%	6,000円	6,600円																																																																							
	所得割	均等割	平等割																																																																							
22年度	2.7%	5,700円	6,100円																																																																							
23年度	2.9%	6,000円	6,600円																																																																							
	所得割	均等割	平等割																																																																							
22年度	2.1%	6,700円	4,800円																																																																							
23年度	2.5%	7,800円	5,700円																																																																							
	所得割	均等割	平等割																																																																							
22年度	2.1%	6,700円	4,800円																																																																							
23年度	2.5%	7,800円	5,700円																																																																							
23.10	福島市子ども医療費の助成に関する条例の施行 (10割現物給付の対象年齢を中学生まで引上げ)																																																																									
24. 4	国民健康保険税納税推進員制度を発足 常勤嘱託 5名  国民健康保険税のゆうちょ銀行での納付を導入	診療報酬の改定 診療報酬(医科、歯科、調剤)1.379%引上げ 薬価等1.375%引下げ  東日本大震災に係る 被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長  高額療養費の70歳未満外来時医療費の現物給付開始																																																																								
24. 7	納税通知書単票化の開始																																																																									
24.10	福島市子ども医療費の助成に関する条例の施行 (10割現物給付の対象年齢を18歳以下まで引上げ)  国民健康保険税の納税コールセンターを開設																																																																									
25. 4	国民健康保険税のコンビニ納付を導入  福島市国民健康保険特定健康診査等実施計画(第2期計画)に基づき特定健康診査・特定保健指導開始	特定世帯における国民健康保険税軽減期間の延長 特定世帯の世帯別平等割額を最初の5年間世帯割額を2分の1にする措置に加え、軽減割合を現行の半分(4分の1)として、3年間延長する。																																																																								
25. 8	国民健康保険の適正適用における年金ネットの利用開始																																																																									
25.10	ページ一口座振替受付サービスを開始																																																																									
26. 3	健康優良世帯表彰廃止																																																																									
26. 4	均等割・平等割軽減判定所得の見直し (5・2割軽減)	後期高齢者支援金賦課限度額 16万円 介護納付金賦課限度額 14万円  診療報酬の改定 診療報酬(医科、歯科、調剤)0.73%引上げ 薬価等0.63%引下げ																																																																								
27. 1	出産育児一時金 404,000円に引上げ 産科医療補償制度加入医療機関での分娩は420,000円 [改定経過] <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正年</th> <th>金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>昭和29年 4月</td><td>500</td></tr> <tr><td>30年 4月</td><td>1,000</td></tr> <tr><td>37年12月</td><td>2,000</td></tr> <tr><td>42年10月</td><td>3,000</td></tr> <tr><td>45年 9月</td><td>10,000</td></tr> <tr><td>48年 4月</td><td>12,000</td></tr> <tr><td>49年 4月</td><td>20,000</td></tr> <tr><td>50年 7月</td><td>40,000</td></tr> <tr><td>52年10月</td><td>60,000</td></tr> <tr><td>54年12月</td><td>80,000</td></tr> <tr><td>57年 3月</td><td>100,000</td></tr> <tr><td>61年 3月</td><td>130,000</td></tr> <tr><td>平成 4年 4月</td><td>240,000</td></tr> <tr><td>6年10月</td><td>300,000</td></tr> <tr><td>18年10月</td><td>350,000</td></tr> <tr><td>21年10月</td><td>390,000</td></tr> <tr><td>27年 1月</td><td>404,000</td></tr> </tbody> </table> ※平成6年10月から『助産費』→『出産育児一時金』に名称変更 ※平成27年1月から産科医療補償制度加入機関での出産については16,000円加算	改正年	金額(円)	昭和29年 4月	500	30年 4月	1,000	37年12月	2,000	42年10月	3,000	45年 9月	10,000	48年 4月	12,000	49年 4月	20,000	50年 7月	40,000	52年10月	60,000	54年12月	80,000	57年 3月	100,000	61年 3月	130,000	平成 4年 4月	240,000	6年10月	300,000	18年10月	350,000	21年10月	390,000	27年 1月	404,000	高額療養費支給制度の改正 70歳未満の自己負担限度額の改正 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>自己負担限度額</th> <th>4回目以降の限度額(多数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位所得者【ア】 (901万円超)</td> <td>252,600円 +(医療費-842,000円)×0.01</td> <td>140,100円</td> </tr> <tr> <td>上位所得者【イ】 (600万円超901万円以下)</td> <td>167,400円 +(医療費-558,000円)×0.01</td> <td>93,000円</td> </tr> <tr> <td>一般世帯【ウ】 (210万円超600万円以下)</td> <td>80,100円 +(医療費-267,000円)×0.01</td> <td>44,400円</td> </tr> <tr> <td>一般世帯【エ】 (210万円以下)</td> <td>57,600円</td> <td>44,400円</td> </tr> <tr> <td>市民税非課税世帯 のかた等【オ】</td> <td>35,400円</td> <td>24,600円</td> </tr> </tbody> </table> ※〔 〕内は「総所得金額等」=総所得金額(収入総額-必要経費-給与所得控除-公的年金等控除等)-基礎控除(33万円)	区分	自己負担限度額	4回目以降の限度額(多数)	上位所得者【ア】 (901万円超)	252,600円 +(医療費-842,000円)×0.01	140,100円	上位所得者【イ】 (600万円超901万円以下)	167,400円 +(医療費-558,000円)×0.01	93,000円	一般世帯【ウ】 (210万円超600万円以下)	80,100円 +(医療費-267,000円)×0.01	44,400円	一般世帯【エ】 (210万円以下)	57,600円	44,400円	市民税非課税世帯 のかた等【オ】	35,400円	24,600円																		
改正年	金額(円)																																																																									
昭和29年 4月	500																																																																									
30年 4月	1,000																																																																									
37年12月	2,000																																																																									
42年10月	3,000																																																																									
45年 9月	10,000																																																																									
48年 4月	12,000																																																																									
49年 4月	20,000																																																																									
50年 7月	40,000																																																																									
52年10月	60,000																																																																									
54年12月	80,000																																																																									
57年 3月	100,000																																																																									
61年 3月	130,000																																																																									
平成 4年 4月	240,000																																																																									
6年10月	300,000																																																																									
18年10月	350,000																																																																									
21年10月	390,000																																																																									
27年 1月	404,000																																																																									
区分	自己負担限度額	4回目以降の限度額(多数)																																																																								
上位所得者【ア】 (901万円超)	252,600円 +(医療費-842,000円)×0.01	140,100円																																																																								
上位所得者【イ】 (600万円超901万円以下)	167,400円 +(医療費-558,000円)×0.01	93,000円																																																																								
一般世帯【ウ】 (210万円超600万円以下)	80,100円 +(医療費-267,000円)×0.01	44,400円																																																																								
一般世帯【エ】 (210万円以下)	57,600円	44,400円																																																																								
市民税非課税世帯 のかた等【オ】	35,400円	24,600円																																																																								
27. 3	福島市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)の策定																																																																									
27. 4	均等割・平等割軽減判定所得の見直し (5・2割軽減) 機構改革により国保納税係が分離、納税課所管となる。	基礎課税賦課限度額 52万円 後期高齢者支援金賦課限度額 17万円 介護納付金賦課限度額 16万円																																																																								

年月	事業内容	国の施策																												
28. 4	均等割・平等割軽減判定所得の見直し (5・2割軽減) 機構改革により市民安全部と名称変更	基礎課税賦課限度額 54万円 後期高齢者支援金賦課限度額 19万円  診療報酬の改定 診療報酬(医科、歯科、調剤)0.49%引上げ 薬価1.22%引下げ																												
29. 8		高額療養費支給制度の改正 70歳以上の自己負担限度額の改正 (平成29年8月診療分から平成30年7月診療分まで)																												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>外来(個人単位)の限度額</th> <th>外来+入院(世帯単位)の限度額</th> <th>4回目以降の限度額(多数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現役並み所得者</td> <td>57,600円</td> <td>80,100円 +(医療費-267,000円)×0.01</td> <td>44,400円</td> </tr> <tr> <td>一般世帯 (年間14.4万円上限)</td> <td>14,000円</td> <td>57,600円</td> <td>44,400円</td> </tr> <tr> <td>低所得者II</td> <td>8,000円</td> <td>24,600円</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>低所得者I</td> <td>8,000円</td> <td>15,000円</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	区分	外来(個人単位)の限度額	外来+入院(世帯単位)の限度額	4回目以降の限度額(多数)	現役並み所得者	57,600円	80,100円 +(医療費-267,000円)×0.01	44,400円	一般世帯 (年間14.4万円上限)	14,000円	57,600円	44,400円	低所得者II	8,000円	24,600円	-	低所得者I	8,000円	15,000円	-								
区分	外来(個人単位)の限度額	外来+入院(世帯単位)の限度額	4回目以降の限度額(多数)																											
現役並み所得者	57,600円	80,100円 +(医療費-267,000円)×0.01	44,400円																											
一般世帯 (年間14.4万円上限)	14,000円	57,600円	44,400円																											
低所得者II	8,000円	24,600円	-																											
低所得者I	8,000円	15,000円	-																											
30. 4	均等割・平等割軽減判定所得の見直し (5・2割軽減)	都道府県が財政運営の責任主体となり、県が策定した運営方針のもと中心的役割を担う。  基礎課税賦課限度額 58万円  診療報酬の改定 診療報酬(医科、歯科、調剤)0.55%引上げ 薬価1.65%引下げ																												
30. 7	国民健康保険税改正  医療分																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>所得割</th> <th>均等割</th> <th>平等割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>29年度</td> <td>7.8%</td> <td>17,800円</td> <td>19,700円</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>7.6%</td> <td>17,900円</td> <td>18,900円</td> </tr> </tbody> </table>		所得割	均等割	平等割	29年度	7.8%	17,800円	19,700円	30年度	7.6%	17,900円	18,900円																	
	所得割	均等割	平等割																											
29年度	7.8%	17,800円	19,700円																											
30年度	7.6%	17,900円	18,900円																											
30. 8		高額療養費支給制度の改正 70歳以上の自己負担限度額の改正 (平成30年8月診療分から)																												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>所得区分(適用区分)</th> <th>外来(個人単位)の限度額</th> <th>外来+入院(世帯単位)の限度額</th> <th>4回目以降の限度額(多数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現役並み所得者III (課税所得690万円以上)</td> <td colspan="2">252,600円+(医療費の総額-842,000円)×0.01</td> <td>140,100円</td> </tr> <tr> <td>現役並み所得者II (課税所得380万円以上 690万円未満)</td> <td colspan="2">167,400円+(医療費の総額-558,000円)×0.01</td> <td>93,000円</td> </tr> <tr> <td>現役並み所得者I (課税所得145万円以上 380万円未満)</td> <td colspan="2">80,100円+(医療費の総額-267,000円)×0.01</td> <td>44,400円</td> </tr> <tr> <td>一般世帯 (年間14.4万円上限)</td> <td>18,000円</td> <td>57,600円</td> <td>44,400円</td> </tr> <tr> <td>低所得者II</td> <td>8,000円</td> <td>24,600円</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>低所得者I</td> <td>8,000円</td> <td>15,000円</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	所得区分(適用区分)	外来(個人単位)の限度額	外来+入院(世帯単位)の限度額	4回目以降の限度額(多数)	現役並み所得者III (課税所得690万円以上)	252,600円+(医療費の総額-842,000円)×0.01		140,100円	現役並み所得者II (課税所得380万円以上 690万円未満)	167,400円+(医療費の総額-558,000円)×0.01		93,000円	現役並み所得者I (課税所得145万円以上 380万円未満)	80,100円+(医療費の総額-267,000円)×0.01		44,400円	一般世帯 (年間14.4万円上限)	18,000円	57,600円	44,400円	低所得者II	8,000円	24,600円	-	低所得者I	8,000円	15,000円	-
所得区分(適用区分)	外来(個人単位)の限度額	外来+入院(世帯単位)の限度額	4回目以降の限度額(多数)																											
現役並み所得者III (課税所得690万円以上)	252,600円+(医療費の総額-842,000円)×0.01		140,100円																											
現役並み所得者II (課税所得380万円以上 690万円未満)	167,400円+(医療費の総額-558,000円)×0.01		93,000円																											
現役並み所得者I (課税所得145万円以上 380万円未満)	80,100円+(医療費の総額-267,000円)×0.01		44,400円																											
一般世帯 (年間14.4万円上限)	18,000円	57,600円	44,400円																											
低所得者II	8,000円	24,600円	-																											
低所得者I	8,000円	15,000円	-																											
31. 4	均等割・平等割軽減判定所得の見直し (5・2割軽減)  機構改革により市民・文化スポーツ部と名称変更	基礎課税賦課限度額 61万円  診療報酬の改定 診療報酬(医科、歯科、調剤)0.41%引上げ 薬価0.51%引下げ																												
令元.10	令和元年台風第19号関連災害による被災者に対する国民健康保険窓口一部負担金の減免実施																													
元.11	令和元年台風第19号関連災害による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の施行																													
2. 4	国保被保険者の保健事業が健康福祉部保健所健康推進課へ移管  均等割・平等割軽減判定所得の見直し (5・2割軽減)	基礎課税賦課限度額 63万円 介護納付金賦課限度額 17万円																												
2. 5	国民健康保険条例改正 (新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金を支給)  新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例施行	国特別調整交付金(県支出金)交付対象 補助率10/10  診療報酬の改定 診療報酬(医科、歯科、調剤)0.55%引上げ 薬価0.99%引下げ																												
3. 2	令和3年福島県沖地震関連災害による被災者に対する国民健康保険窓口一部負担金の減免実施																													
3. 3	令和3年福島県沖地震関連災害による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例施行																													



年月	事業内容	国の施策																
3. 4	<p>国保被保険者の保健事業が健康福祉部保健所保健予防課へ移管</p> <p>国民健康保険税の子ども減免（世帯の18才以下2人目以降の均等割減免）実施</p> <p>均等割・平等割軽減判定所得の見直し（7・5・2割軽減）</p>																	
3. 7	<p>国民健康保険税率の見直し方針の策定</p> <p>国民健康保険税改正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>所得割</th> <th>均等割</th> <th>平等割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療分</td> <td>6.70%</td> <td>17,900円</td> <td>18,300円</td> </tr> <tr> <td>支援分</td> <td>2.80%</td> <td>6,700円</td> <td>7,000円</td> </tr> <tr> <td>介護分</td> <td>3.80%</td> <td>11,900円</td> <td>7,900円</td> </tr> </tbody> </table>		所得割	均等割	平等割	医療分	6.70%	17,900円	18,300円	支援分	2.80%	6,700円	7,000円	介護分	3.80%	11,900円	7,900円	
	所得割	均等割	平等割															
医療分	6.70%	17,900円	18,300円															
支援分	2.80%	6,700円	7,000円															
介護分	3.80%	11,900円	7,900円															
4. 1	<p>出産育児一時金 408,000円に引上げ</p> <p>産科医療補償制度加入医療機関での分娩は420,000円</p>																	
4. 3	<p>令和4年福島県沖地震関連災害による被災者に対する国民健康保険窓口一部負担金の減免実施</p> <p>令和4年福島県沖地震関連災害による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例施行</p> <p>高額療養費貸付基金の廃止</p>																	
4. 4	<p>機構改革により庶務係と国保給付係が統合され、総務給付係となる。</p> <p>国民健康保険税の未就学児均等割軽減実施</p>	<p>基礎課税賦課限度額 65万円</p> <p>後期高齢者支援金賦課限度額 20万円</p> <p>未就学児均等割軽減の公費負担 国1/2、県1/4、市1/4</p> <p>診療報酬の改定 診療報酬(医科、歯科、調剤)0.43%引上げ 薬価1.35%引下げ</p>																
4. 7	<p>国民健康保険税改正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>所得割</th> <th>均等割</th> <th>平等割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療分</td> <td>6.60%</td> <td>18,700円</td> <td>18,300円</td> </tr> <tr> <td>支援分</td> <td>2.70%</td> <td>7,300円</td> <td>7,200円</td> </tr> <tr> <td>介護分</td> <td>2.80%</td> <td>10,000円</td> <td>6,200円</td> </tr> </tbody> </table>		所得割	均等割	平等割	医療分	6.60%	18,700円	18,300円	支援分	2.70%	7,300円	7,200円	介護分	2.80%	10,000円	6,200円	
	所得割	均等割	平等割															
医療分	6.60%	18,700円	18,300円															
支援分	2.70%	7,300円	7,200円															
介護分	2.80%	10,000円	6,200円															
5. 1	<p>出産育児一時金 488,000円に引上げ</p> <p>産科医療補償制度加入医療機関での分娩は500,000円</p> <p>均等割・平等割軽減判定所得の見直し（5・2割軽減）</p>																	



## (2) 市域編入状況

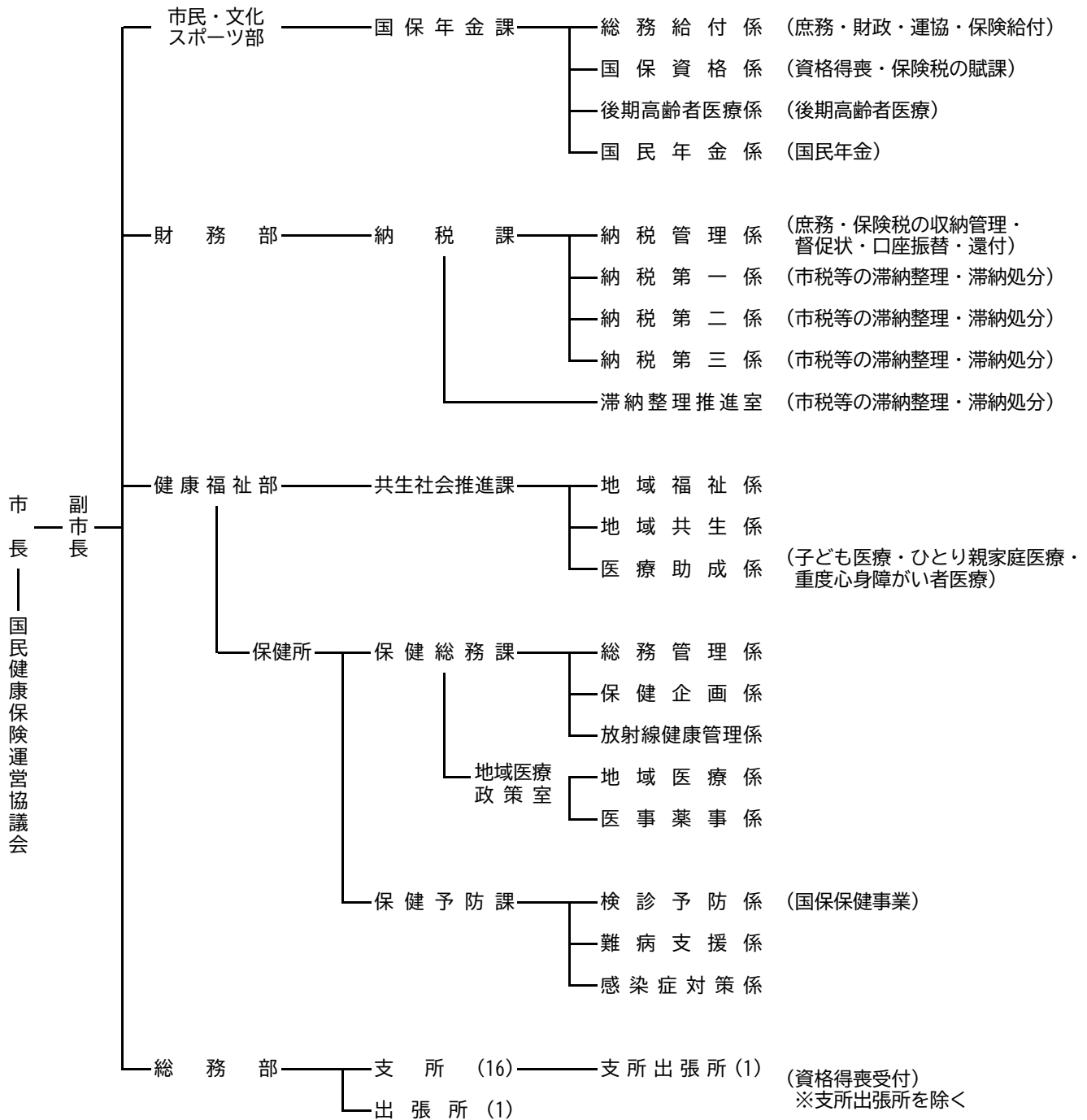
(単位：Km<sup>2</sup>・世帯・人)

編入年月日	編入町村	編入面積	編入後面積	編入国保世帯	編入被保険者
明治40年 4月 1日 市制施行			8.82		
昭和22年 2月11日 編入	信夫郡 渡利村	17.49	26.31		
〃	〃 杉妻村	12.04	38.35		
昭和22年 3月10日 編入	〃 清水村	9.20	47.55		
〃	〃 岡山村	13.09	60.64		
〃	〃 鎌田村	6.55	67.19		
〃	〃 瀬上町	3.55	70.74		
昭和29年 3月31日 編入	〃 余目村	7.14	77.88		
昭和29年 4月 1日 事業開始	計			10,265	48,167
昭和30年 3月31日 編入	信夫郡 大笹生村	43.78	121.66	599	3,842
〃	〃 笹谷村	5.02	126.68	474	2,839
〃	〃 吉井田村	4.52	131.20	557	3,132
〃	〃 荒井村	12.57	143.77	428	2,616
〃	〃 土湯村	57.69	201.46	164	822
〃	伊達郡 霊山町の一部(大波)	16.13	217.59	270	1,716
昭和30年 7月10日 編入	〃 立子山村	14.58	232.17	370	2,357
昭和31年 9月30日 編入	信夫郡 佐倉村	24.47	256.64	573	3,601
昭和32年 7月 1日 編入	信夫郡 吾妻村の一部(野田)	1.88	258.52		
昭和39年 1月 1日 編入	〃 飯坂町	270.09	528.61	3,727	16,769
昭和41年 6月 1日 編入	〃 松川町	64.28	592.89	1,638	7,660
〃	〃 信夫村	41.17	634.06	1,287	6,025
昭和43年10月 1日 編入	〃 吾妻町	111.80	745.86	2,049	8,377
昭和47年～平成9年境界変更による		0.57	746.43		
平成20年 7月 1日 編入	伊達郡 飯野町	21.31	767.74	940	1,780
平成26年～平成27年境界変更による		△0.02	767.72		
令和5年 3月 31日現在の面積・国保世帯・被保険者数			767.72	32,951	48,938

## 2 事務機構

(令和5年4月1日現在)

### (1) 機構



(2) 国保年金課事務分掌

- |                                   |
|-----------------------------------|
| (1) 国民健康保険事業の企画調整に関すること           |
| (2) 国民健康保険事業に係る予算及び決算に関すること       |
| (3) 国民健康保険税の調定に関すること              |
| (4) 国民健康保険被保険者の資格及び被保険者証の交付に関すること |
| (5) 国民健康保険税の賦課及び減免に関すること          |
| (6) 国民健康保険の診療報酬に関すること             |
| (7) 国民健康保険の給付に関すること               |
| (8) 国民健康保険の第三者行為、不正及び不当利得に関すること   |
- (9) 後期高齢者医療制度に係る資格及び給付の窓口業務に関すること。  
 (10) 後期高齢者医療保険料の収納に関すること（国保年金課所管に属するものに限る。）  
 (11) 後期高齢者医療保険料の欠損処分に関すること（国保年金課所管に属するものに限る。）  
 (12) 後期高齢者医療事業に係る予算及び決算に関すること。  
 (13) 国民年金制度の普及に関すること  
 (14) 国民年金被保険者の資格に関すること  
 (15) 国民年金保険料の免除に関すること  
 (16) 国民年金の給付に関すること  
 (17) 福祉年金及び特別障害者給付金に関すること  
 (18) 年金生活支援給付金に関すること  
 (19) その他国民年金の業務に関すること
- |                                       |
|---------------------------------------|
| (20) 徴税吏員の証票に関すること(国保年金課所管に属するものに限る。) |
|---------------------------------------|

(3) 職員の配置状況

(単位：人)

課・係	区分	課長	課補	長佐	室長	主主	任査	係長	主査	主任保健師	副主任査	副主任保健師	主事	保健師	計	専任・兼任の別		
																専任	兼任	
国保特別会計支弁職員	国保年金課	課長	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	
		総務給付係	-	1	-	-	-	-	4	-	2	-	3	-	10	10	-	
		国保資格係	-	-	-	-	1	-	2	-	3	-	3	-	9	9	-	
	納税課	課長	(1)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(1)	-	(1)
		納税管理係	-	-	-	-	-	(1)	(3)	-	(3)	-	(2)	-	(9)	-	(9)	
		納税第一係	-	-	-	-	-	(1)	(4)	-	(1)	-	-	1	(6)	-	(6)	
		納税第二係	-	-	-	-	-	(1)	(2)	-	-	-	-	4	(3)	-	(3)	
納税第三係		-	-	-	-	-	(1)	(3)	-	-	-	(1)	2	(5)	-	(5)		
滞納整理推進室	-	-	(1)	(1)	-	-	(2)	-	(3)	-	-	1	(7)	-	(7)			
小計	(1)	-	(1)	(1)	(4)	(14)	6	-	(7)	-	(3)	-	(31)	20	(31)			
その他	国保年金課	後期高齢者医療係	-	-	-	-	-	1	1	-	1	-	6	-	9	-	-	
		国民年金係	-	-	-	-	1	1	-	2	-	1	-	5	-	-		
	保健予防課	検診予防係	-	-	-	-	1	2	1	1	2	-	1	8	-	8		
計		2	1	1	1	8	24	1	16	2	26	1	83	20	49			

### 3 国民健康保険運営協議会

#### (1) 委員及び構成

(令和5年6月1日現在)

選出区分	人数
被保険者代表	4名
保険医又は 保険薬剤師代表	4名
公益代表	4名
被用者保険等 被保険者代表	2名
計	14名

○任期 令和4年6月1日～令和7年5月31日

○報酬 日額 8,000円 (平成13年度から)

#### (2) 開催状況

開催年月日	議事	出席委員
令和4年5月26日	諮問事項 ①福島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案) ②東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例(案) ③新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例(案) ④令和4年度 福島市国民健康保険事業費特別会計補正予算(案) 報告事項 ①令和4年度 市民検診のお知らせ	12人
令和4年7月7日	委嘱状交付式 ①会長及び副会長の選挙について ②国民健康保険制度の概要について	12人
令和4年8月25日	報告事項 ①令和3年度福島市国民健康保険事業費特別会計歳入歳出決算 ②令和3年度国保運営の主な取り組み	11人
令和5年2月22日	諮問事項 ①令和5年度福島市国民健康保険事業費特別会計予算(案)及び令和5年度重点事業(案) ②出産育児一時金の支給額の増額にかかる条例改正(案) (福島市国民健康保険条例の一部改正)	12人